

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月10日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

1 調達内容

(1) 案件名称及び数量

ガードレール・ガードパイプ調達業務 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月18日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、各物品の購入予定数量はあくまで見込みであり、実際の購入数には増減がある。また、契約に当たっては、入札書に記載された各物品単価による単価契約とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が工事用材料類の鋼材及び諸材料に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 本件調達公告に示した物品を発注者が指定する期限までに納入することができる者であって、不良品の交換及び修理その他アフターサービスを速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話 0858-23-3272

電子メール chubu_kendoseibi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年3月10日（火）から同月18日（水）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/121269.htm>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月10日（火）から同月18日（水）までの日（日曜日、土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵送等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時及び開札日時

令和8年3月25日(水) 午前10時30分 即時開札

イ 場所

鳥取県倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所 B棟1階 入札室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、紙入札により行う。

(2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) 本件入札に参加を希望する者にあつては、入札参加確認書を、令和8年3月18日(水)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、郵送等により提出する場合は、令和8年3月18日(水)午後5時までに必着とする。

(4) 入札者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書の合計欄に記載した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した物品を発注者が指定した期限までに納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上いるときは、くじにより決定する。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算(以下「予算」という。)が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。